

改正後	現行
<p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜八（略）</p> <p>九 飲料水 水道法（昭和三十二年法律第一百七十七号）第三条第九項に規定する給水装置により供給される水その他飲用に適する水をいう。</p> <p>十 貯湯槽 原湯等を貯留する槽をいう。</p> <p>十一 ろ過器 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。</p> <p>十二 集毛器 浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。</p> <p>十三 調節箱 洗い場の湯栓及びシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。</p> <p>十四 循環配管 湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。</p> <p>十五 循環式浴槽 ろ過器等を通して 浴槽水を循環させる構造の浴槽をいう。</p> <p>第三条・第四条（略）</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜八（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>九 循環式浴槽 ろ過装置を使用して浴槽水を循環させる構造の浴槽をいう。</p> <p>第三条・第四条（略）</p>

(衛生の措置の基準)

第五条 公衆浴場の衛生の措置の基準は、次のとおりとする。

一〇七 (略)

八

並びに浴槽水は、別表第一で定める基準に適合する湯水であること。

九〇十二 (略)

十三

貯湯槽

生物膜その他の汚れの状況を定期的に監視し、その除去を行うための清掃及び消毒を行い、清掃時には貯湯槽内の原湯等を完全に排水すること。

十四 (略)

十五 調節箱は、生物膜の状況を監視し、一年に一回以上、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

十六 シャワーは、少なくとも一週間に一回、内部の水が置き換わるように通水するとともに、シャワーヘッド及びホースは、六箇月に一回以上点検し、内部の汚れ及びスケールを除去するため、一年に一回以上洗浄及び消毒を行うこと。

十七 図面等により配管の状況を正確に把握し、不要な配管は、生物膜の形成場所とならないよう管理すること。

十八〇二十 (略)

2 前項に定めるもののほか、循環式浴槽を設置している場合の衛生の措置の基準は、次のとおりとする。

(衛生の措置の基準)

第五条 公衆浴場の衛生の措置の基準は、次のとおりとする。

一〇七 (略)

八

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第九項に規定する給水装置又は大分県給水施設条例(昭和三十三年大分県条例第三十七号)第二条に規定する給水施設により供給される水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水は、別表第一で定める基準に適合する湯水であること。

九〇十二 (略)

十三

原湯を貯留する貯湯槽(以下単に「貯湯槽」という。)の

生物膜その他の汚れの状況を定期的に監視し、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

十四 (略)

十五 上がり用湯の水温の調整に使用する設備は、年に一回以上清掃すること。

(新設)

(新設)

十六〇十八 (略)

2 前項に定めるもののほか、循環式浴槽を設置している場合の衛生の措置の基準は、次のとおりとする。

一 貯湯槽の原湯等の温度は、常に摂氏六十度以上に保つこと。
ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないよう貯湯槽の原湯等の消毒を行うこと。

二 一週間に一回以上、ろ過器を十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、浴槽水を循環させるための設備の適切な清掃及び消毒を行うこと。

三 (略)

四 浴槽水の消毒には、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度又は結合残留塩素濃度について毎日測定し、別表第二で定める基準に保つこと。ただし、これにより難しい場合で知事が認めるときは、この限りでない。

五 (略)

六 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。

七 あふれ出た浴槽水を回収して浴用に供する場合は、オーバーフロー還水管は、直接循環配管に接続しないこと。

八 オーバーフロー還水管及び回収した

湯水を貯留する回収槽（以下単に「回収槽」という。）の内部の清掃及び消毒を一週間に一回以上行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないよう回収槽の湯水を消毒すること。

九 水位計は、配管内の洗浄及び消毒を行うことができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること。

十 水位計配管は、一週間に一回以上、清掃及び消毒を行うこと。

十一 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置している場合は、当該浴槽の浴槽水及び当該設備に必要な湯水には、連日使用している浴槽水を使用しないこと。

一 貯湯槽の原湯の温度は、常に摂氏六十度以上に保つこと。
ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないよう貯湯槽の原湯の消毒を行うこと。

二 一週間に一回以上、ろ過装置を十分に逆洗浄して汚れを排出するなど、浴槽水を循環させるための設備の適切な清掃及び消毒を行うこと。

三 (略)

四 浴槽水の消毒には、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度について毎日測定し、別表第二で定める基準に保つこと。ただし、これにより難しい場合で知事が認めるときは、この限りでない。

五 (略)

六 集毛器は、毎日清掃すること。

(新設)

七 あふれ出た浴槽水を回収して浴用に供する場合は、回収した

湯水を貯留する回収槽（以下単に「回収槽」という。）の清掃及び消毒を一週間に一回以上行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないよう回収槽の湯水を消毒すること。

(新設)

(新設)

八 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を生させる設備を設置して

いる場合は、当該浴槽の浴槽水及び当該設備に必要な湯水には、連日使用している浴槽水を使用しないこと。

十二 気泡発生装置等の内部における生物膜その他の汚れの状況を定期的に監視し、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

十三 浴槽に湯水があるときは、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

十四 配管は、内部の湯水を完全に排水できるような構造とすること。

3 知事は、第一項第十八号に規定する措置を講じない営業者に対し、当該措置を講じるよう指示するものとする。

4 知事は、前項の規定による指示を受けた営業者がその指示に従わないときは、当該営業者の設置する公衆浴場の名称及びその講じない措置の内容を公表するものとする。

第六条 (略)

別表第一 (第五条関係)

水質項目	水質基準	検査方法
レジオネラ属菌	検出されないこと(一〇〇ミリリットル中に一〇cfu未満)。	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

別表第二 (第五条関係)

項目	基準濃度 (mg/l)
遊離残留塩素濃度	通常〇・四、最高一・〇
結合残留塩素濃度	三・〇

(新設)

(新設)

(新設)

3 知事は、第一項第十六号に規定する措置を講じない営業者に対し、当該措置を講じるよう指示するものとする。

4 知事は、前項の指示を受けた営業者がその指示に従わないときは、当該営業者の設置する公衆浴場の名称及びその講じない措置の内容を公表するものとする。

第六条 (略)

別表第一 (第五条関係)

水質項目	水質基準	検査方法
レジオネラ属菌	一〇〇ミリリットルの検水で形成される集落数が一〇未満	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

別表第二 (第五条関係)

項目	最低 (mg/l)	最高 (mg/l)
遊離残留塩素濃度	〇・二	〇・四 (温泉の泉質等により、これにより難しい場合は、一・〇)
(新設)		